

# 【ステップ1】 「協会指定管理者（初級）」の取得 管理者の連携促進・組織強化を目指す

## I. 受講要件について

### New▶ 受講要件の緩和

5年以上①管理に従事している会員のうち、②以下の3項目いずれかに該当する者。  
(教育関係者も含む。職位は主任以上、1施設複数登録可)

1. 士会長の推薦者
2. 士会主催のマネジメント研修受講
3. 回復期セラマネ、訪問リハ管理者、  
あるいは、その他医療的マネジメ  
ントコースを卒業した者  
(終了日数は規定なし)

・上記の条件を満たしている会員は、『協会指定管理者研修会』を受講することが可能です。

・会員は、『協会指定管理者研修会』を受講する前に、**マイページより申請が必要です。**

**※申請をせず、協会指定管理者研修を受講した場合、協会指定管理者（初級）の取得はできません。**

# 【ステップ1】 「協会指定管理者（初級）」の取得 管理者の連携促進・組織強化を目指す

---

## I. 受講要件について

**New** ➤ 受講要件の緩和

### 【受講要件①】

~~5年以上~~管理に従事している会員

#### <管理者の定義>

部下を持つもしくは部下はなくても業務上の責任ある立場として、組織から指示を受け活動している方

#### <証明書の種類>

※書式・フォーマットが必要な場合は、別添の「管理者証明書」をご参考ください

- 自己申請での職歴書で可
- 勤務先からの役職証明、就労証明、辞令交付書などがある場合には添付

#### <判断基準>

- 証明書で管理に従事していることが分かること
- 
- 